

## 資格取得補助要綱（H19. 8. 7 理事会決定）

- 1 目的  
現在、経営事項審査において加対象となっている資格、または今後、総合評価方式等において評価対象となり得る資格・制度について補助を行い、資格取得を推進する
- 2 補助対象資格  
別紙1のとおりとする
- 3 補助対象者  
埼玉県造園業協会会員企業の社員
- 4 補助の内容  
・受験料、認定料の補助とする（勉強のための講習会等は含まない）  
・1資格につき上限1万円とし、それ以下は全額補助する
- 5 補助の条件  
当該試験に合格して資格を取得した場合に限り、受験料を補助する
- 6 申請方法  
補助を受けようとする者は、「資格取得費用補助申請書」（別紙2）で申請する  
個人でも会社でも可とする
- 7 申請期限  
資格試験合格発表から1ヶ月以内とする
- 8 施行日  
平成19年10月1日